消防地第 15 号 平成30年1月19日

消防庁長官(公印省略)

消防団員の確保等に向けた重点取組事項について

今後、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧される中、多様化・増加する消防団の役割に対応するためには消防団員の確保等が必要となることから、消防庁では、平成29年10月から「消防団員の確保方策等に関する検討会」を開催し、消防団員の確保方策等について検討を行ってきたところです。今般、同検討会における報告書が取りまとめられました。

この報告書を踏まえて、今後重点的に取り組んでいただきたい事項についてまとめましたので、積極的な取組を行っていただくようお願いします。都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村に対して、下記事項に留意の上、地域の実情に応じた消防団員の確保について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いします。

また、例年3月末から4月にかけて消防団員の定年等による異動や入退団が多い状況を踏まえ、都道府県知事や市町村長の強いリーダーシップの下、地域を挙げて消防団員の確保等に取り組んでいただくようお願いします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書等は消防庁ホームページに掲載していますので、本通知とあわせてご確認ください。

- ・「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/danin_kakuho/index.html
- ・「消防団員の確保方策等に関する検討会」資料等

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/danin_kakuho/index.html

1 消防団の役割の多様化への対応

(1) 今後の消防団員確保と地域防災体制のあり方に係る基本的な考え方

近年、災害が多様化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められる一方で、消防団員数は年々減少している。さらに、今後発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害等に備えることも必要である。このため、消防団員の数の確保と質の向上を通じて、消防団の災害対応能力の向上を図ること。

また、多様化・大規模化する災害に対応するには、消防団のみならず、自主防災組織、女性防火クラブ、防災ボランティア、事業所、社会福祉協議会等、防災に関する地域の様々な組織との適切な役割分担と連携協力のもと、地域が一丸となって防災に取り組むことが求められる。このため、消防団の充実強化とあわせて、自主防災組織等の充実を図り、地域防災力全体の向上につなげること。

(2) 基本団員を中心とした消防団員の確保等

① 基本団員の確保と質の向上

地域防災体制の中核を担うのは、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を持つ消防団である。このため、<u>引き続き消防団員の確保に努めるとともに、特に、消</u>防団の中核としてあらゆる災害に対応できる基本団員の確保に取り組むこと。

基本団員の質の向上に向け、操法訓練のみならず、その他災害時に求められる役割を果たすために必要な知識・技術を身につけるための訓練等をバランスよく行うとともに、加重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施すること。

② 消防団の知名度・イメージアップ

消防団員の確保に向けては、消防団の知名度・イメージアップを図ることが必要である。このため、「消防団員入団促進キャンペーン」におけるポスターや動画等の広報媒体も活用しながら、消防団の活動の全容を分かりやすくPRするとともに、ドローンやバイクの活用等の先進的な取組のPR等も行い、消防団への興味を喚起すること。

また、こうした消防団の知名度・イメージアップとあわせて、地方公共団体の担当部局と消防団が協力して、住民に対する直接の勧誘や、女性、学生、被用者、自主防災組織等の構成員等の多様な人材の確保のための働きかけを強化すること。

(3) 大規模災害時のマンパワー確保に係る課題への対応

① 「大規模災害団員」の導入

消防団員の確保にはあらゆる災害に対応できる基本団員の確保が重要となるが、基本

団員の確保は容易ではなく、更に大規模災害時には基本団員だけでは十分に対応できない場面も想定される。

このため別紙1に示す具体例を参考に、基本団員の確保とあわせて、<u>大規模災害時に</u>限定して出動し、基本団員だけでは対応出来ない活動や事業所等で所有する資機材を用いた活動を行う「大規模災害団員」を積極的に導入すること。

② 自主防災組織等の強化と消防団との連携

大規模災害時に多様化・増加すると想定される役割を果たすには、様々な組織の適切な役割分担と連携協力が必要であるとともに、自主防災組織等その対応能力の向上も不可欠である。このため、消防団員や防災士等の防災活動に関する知識が豊富な人材を指導者として、自主防災組織等のリーダー育成の取組を進め、自主防災組織等のレベルアップを図ること。

また、消防団が平時には自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うとともに、災害時には自主防災組織等の指揮をとる等の役割分担を行い、平時・非常時ともに自主防災組織等と消防団との連携を強化すること。さらに、自主防災組織等において防災活動を中心的に担う者を「大規模災害団員」とし、情報収集や消防団との連絡調整等を行うこと。

③ 消防団の応援出動

大規模災害時には、管内の消防力だけでは対応が不可能な場合も想定される。このため、消防団の相互応援に係る協定等の締結を進めること。

応援にあたっては、消防団員は他に生業等を有しており、離れた地域へ長期間応援出動することが難しいといった事情も勘案し、比較的短期間、近接した地域への応援とする等の工夫を行うこと。

2 多様な人材の活用

(1) 女性

女性消防団員は広報・指導活動、救急救命講習等にとどまらず、操法訓練や消火活動等の様々な場面で活躍している。そうした中、全体に占める女性の割合は全体の約3%と未だ非常に低い。このため、<u>引き続き、女性の入団促進に取り組む</u>とともに、女性がより幅広い分野で消防団員として活動できるようにするための環境整備等にも留意すること。

(2) 地方公務員

若手職員を一定期間入団させる取組や地方公共団体の職員で構成する分団の創設等を参考に、引き続き地方公務員の入団促進に取り組むこと。

ただし、地方公務員が消防団活動に従事する場合、大規模災害時の災害対策本部の運営等に支障を来すおそれもあるため、大規模災害時の公務と消防団活動の棲み分けについて考え方を事前に定めておく等、職員の参集体制の確保等にも配慮すること。

(3) 消防職員OB·消防団員OB

消防職員OBや消防団員OB(定年等による退団者のみならず、本業の多忙等により退団する消防団員を含む)の経験・知見の活用は有効である。このため、<u>これらの者をボランティア等ではなく「大規模災害団員」等の消防団員として位置づける</u>とともに、他の消防団員の指導を行う消防団員として活用し、安心して活動できる環境を整備すること。

(4) 学生

学生の消防団活動への参加は、地域社会の一員として地域の安全確保や地域コミュニティの活性化に貢献できるとともに防災知識等を取得できるなど、学生の側にとっても様々な意義を有するのみならず、長期的な地域防災の担い手の確保に資するものである。このため、大学等と連携し、大学生をはじめとした学生の入団促進に引き続き取り組むこと。

また、「学生消防団活動認証制度」の導入を引き続き促進すること。あわせて、その効果が高まるよう地域の経済界に同制度をPRするとともに、地方公共団体の職員の採用の際にも同制度を積極的に活用すること。

(5) 少年消防クラブ

将来の地域防災の担い手を確保するため、少年消防クラブ等の活動の活性化を通じ、高等学校以下の児童及び生徒の消防団活動等の地域防災に関する理解を促進すること。

特に、少年消防クラブの運営や指導の面で消防署・消防団が普段から積極的に連携したり、高校生まで少年消防クラブ員を継続可能とする等、少年消防クラブ員から消防団員へ自然に進むような工夫を行うこと。

(6) 事業所·団体等

被用者の入団促進に向けて、消防団活動に対する事業所の理解・協力を得るため、地方公 共団体の担当と消防団とが連携し、地域の事業所を訪問する取組等を行うこと。

また、事業所の自衛消防組織の構成員の入団、消防団活動における事業所所有の資機材の活用、「大規模災害団員」のなり手確保等、消防団への組織的な協力について、事業所や経済団体に働きかけるとともに、事業所等と協定を締結する等の取組を行うこと。

「消防団協力事業所制度」の更なる導入を進めるとともに、協力事業所に対する効果的な メリットとして、事業税額の減税措置、入札参加資格の加点、奨励金の支給等の措置を導入 すること。

3 消防団員の活動環境の整備

- (1) 転居や本業の多忙に伴う退団等への対応
 - ① 転居に伴う退団への対策

転勤や進学に伴う転居により退団する層の存在を踏まえ、転出先でも消防団活動を容易に継続できるようにするため、別紙2のとおり、消防団員歴を示す紹介状の例を作成したので、転入先の地方公共団体における入団手続きの簡素化等に活用すること。

② 本業の多忙等に伴う退団への対策

本業が多忙等の理由により退団が見込まれる者については、活動を限定した「大規模 災害団員」への移行や、団員の身分を保持したまま一定期間活動を休止できる休団制度 の活用等により、消防団活動を継続しやすい環境を整備すること。

③ 役職を退くこと等による退団への対策

団長・分団長・部長等の役職を退いた消防団員については、団員の階級に戻り消防団にとどまることや、「大規模災害団員」になること等、経験や知見を生かして活躍してもらうための工夫をすること。また、平日昼間の消火活動等を担う機能別団員としての役職経験者の活用も、地域の実情に応じて、引き続き推進すること。

(2) 処遇・装備の改善等

① 処遇の改善

消防団の活動実態に見合う適切な額の年額報酬や出動手当を支給する必要があるため、<u>年額報酬や出動手当を引き上げること。特に、年額報酬等が低い地方公共団体においては、地方交付税単価(年額報酬36,500円、1回当たり出動手当7,000円)を踏まえ、</u>早急にその引上げを行うこと。

また、消防団員に対する年額報酬等の支給方法については、消防組織法第23条の規定に基づき、各地方公共団体の条例で定められているところ、<u>年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給する</u>こと。

② 装備の改善

平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」(昭和63年消防庁告示第3号)の一部改正に伴い、消防団の装備に関する地方交付税措置が大幅増額されたことを踏まえ、<u>引き続き、消防団の装備の改善を集中的・計画的に進める</u>とともに、特に安全装備や情報通信機器の配備については早急に取り組むこと。

「大規模災害団員」の具体例

別紙 1 P. 2

1 (3) ①参照

1 基本的な考え方

「大規模災害団員」は、大規模災害時に消防団の役割が増加・多様化し、基本団員の みでは人手不足が生じるような場合に限り出動。

- ※ 出動基準は、想定される災害の種類・規模、「大規模災害団員」の活動内容、基本団員の数、 関係する団体の役割分担等の地域の実情を踏まえて設定。
- ※ 名称は、活動内容等を踏まえ、地域の実情に即したものとすることも可能。

2 活動内容(例)

- 例1 大規模災害時に新たに発生する活動、人手不足となる活動を実施。
 - ※ 災害情報の収集・報告・地域住民への伝達、避難誘導・安否確認(これに伴う簡易な救助・ 捜索を含む)、避難所運営支援(応急救護等消防活動に密接に関連するもの)等
 - ※ 被害状況や活動期間によっては、救助活動、がれき撤去、捜索活動等の支援等も実施。
- 〇 例2 事業所等で所有する資機材を活用した活動について、事業所の従業員等が「大規模災害団員」として、事業所所有の資機材を活用し組織的に実施。
 - ※ 建設会社等による重機を活用した啓開、ドローン等を所有する事業所等による情報収集等

3 想定されるなり手(例)

消防職員OB・消防団員OB、自主防災組織等の構成員(※1)、学生、事業所・団体等の従業員、特殊な資機材等を持つ事業所・団体等の関係者(※2)等

- ※1 自主防災組織等において防災活動を中心的に担う者が「大規模災害団員」として消防団と の連絡調整等を実施。
- ※2 関係団体等との連携の下、防災知識等が豊富な防災士、水防団員(水災においては水防団 員として活動)、救急救助等の必要な技能を持つ者等が「大規模災害団員」として活動を実 施。

4 訓練(例)

年に数回、大規模災害を想定した訓練を実施。

※ 過大な負担を避け、求められる役割に必要な知識・技術を身に付ける訓練を集中的に実施。

5 組織(例)

分団・部・班といった組織とは別に、団本部付や分団本部付とすることも可能。

※ 地域の実情や活動内容により様々な組織形態が考えられる。

6 処遇(例)

○ 年額報酬 : 活動内容に応じて基本団員よりも一定額を減じた年額報酬も可

(日額報酬でも可)

〇 出動手当 : 基本団員と同程度の額

○ 退職報償金 : 退職報償金なしでも可(退職報償金なしの場合は掛金不要)

公務災害補償:公務災害補償の対象

〇 階級 : 団員(※)

※ 一定の知識・技術を持つリーダー的存在の者を班長や部長等の階級に位置付けることも可能。

「大規模災害団員」の概要

<基本的な考え方>

「大規模災害団員」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人手不足となる場合に限り出動

(例) 災害種別毎の出動例

風水害: 被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等

地震・津波:震度5強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合等

※以下はあくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

通常の

消防団活動

• 消火活動

• 救助活動

警戒活動

基本団員が中心 となって担当

<活動内容(例)>

【例1】

大規模災害に新たに発生する活動等

【例2】

事業所等で所有する 資機材を活用した活動



大規模災害時に新たい に発生する活動、/ 人手不足となる活動

- ・災害情報の収集、報告、住民への伝達
- ・避難誘導・安否確認
- 避難所運営支援

大規模災害時に 必要な活動

- 重機を活用した啓開活動
- ・ドローンやバイクを活用した情報収集活動
- ・水上バイクを活用した 水難救助活動

<処遇等>

	「大規模災害団員」	(参考)基本団員				
活動場面	 ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 ※式典等には必要に応じて参加 	 ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 ・火災、風水害 ・操法訓練 ・救助訓練・ポンプ等点検 ・救命講習会等の研修 ・普及・啓発(火災予防運動、年末警戒) ・式典等(操法大会、出初式、祭り警備等) 				
報酬・手当	・ <u>年額報酬</u> : 基本団員より <u>低額でも可</u> ・ 出動手当 : 基本団員と 同程度の額	・年額報酬:条例により規定 (交付税措置 36,500円/人/年) ・出動手当:条例により規定 (交付税措置 7,000円/回)				
退職報償金	・条例で <u>退職報償金なし</u> とすること <u>も可</u>	・階級別、勤務年数別に、 条例で規定され支給される (消防基金への掛金 19,200円/人/年)				
公務 災害 補償	・ 公務災害補償の対象 (消防基金への掛金1,900円/人/年)	・ <u>公務災害補償の対象</u> (消防基金への掛金1,900円/人/年)				

※ 管外に転出する消防団員に対して発行し、転入先における入団手続きに活用してもらうためのもの。

別紙 2 P. 5 3 (1) ①参照

平成 年 月 日

紹介状 (例)

○○市(町村)消防団長 殿

○○市(町村)消防団長 ○○ ○○

下記の方について、本市(町村)において消防団活動を行い地域社会に貢献 したことを評価し、紹介しますので、貴団体における入団に向けた手続きをよ ろしくお願いします。

記

1	入団希望者 氏 名 住 所 TEL 生年月日	子 	年	月	——					
2	所属分団	·	分団							
3	活動期間	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日
4	階級	·								
` '	×紹介状に係 ○○市(町村				担当	: 00				
ī	F000-C	0000								
×	****	***	* * *	* * *	* * *	* * *	k			
×	****	***	* * *	* * *	* * *	* * *	k			
7	TE L O O -	-000	$\bigcirc -\bigcirc$	000						